

(別紙)

和 解 条 項

- 1 被告は、原告に対し、被告が消費者との間で調査委任契約を締結するに当たり使用してきた別紙契約条項等目録記載の調査委任契約書中の各条項及び重要事項説明書中の各説明内容（以下、併せて「本件各条項等」という。）につき、その使用を停止することを約束する。
- 2 被告は、原告に対し、本件各条項等が記載された契約書及び重要事項説明書の各用紙を直ちに破棄することを約束する。
- 3 被告は、原告に対し、速やかに、本件各条項等を改訂するとともに、改訂した調査委任契約書及び重要事項説明書の各ひな形を交付することを約束する。
- 4 被告は、原告に対し、本件各条項等の使用停止及び改訂について、被告の従業員らに告知することを約束する。
- 5 被告は、原告に対し、調査委任契約の解約について、消費者から相談・苦情があった場合には、真摯に対応することを誓約する。
- 6 原告は、その余の請求を放棄する。
- 7 訴訟費用は各自の負担とする。

以 上

(別紙)

契約条項等目録

1. 1 調査委任契約書「6. 契約の解除に関する定め」

① 乙の都合により本契約の解除又は変更をする場合は、担当者に電話で通知する事と致します。

[1] 調査着手前である場合、解約手数料として調査料金の8%を乙は甲に支払うものと致します。

イ) 調査料金が受領済みの場合、受領金額から解約手数料を控除した残金を返金致します。

ロ) 調査料金が未受領である場合、解約手数料として調査料金の8%をお支払い頂きます。

[2] 調査着手後である場合、実際に稼働した調査料金及び解約手数料として調査料金の20%を乙は甲に支払うものと致します。〔注〕調査企画（企画会議、担当調査員決定まで）データ調査、準備、待機、事前調査等を行った場合は、着手後と該当致します。

イ) 調査料金が受領済みの場合、受領金額から実際に稼働した調査料金及び解約手数料を控除した残金を返金致します。

ロ) 調査料金に未受領がある場合、実際に稼働した調査料金及び解約手数料として調査料金の20%をお支払い頂きます。

1. 2 重要事項説明書「5. 契約の解除に関する事項」

① 乙の都合により本契約の解除又は変更をする場合は、担当者に電話で通知する事と致します。

[1] 調査着手前である場合、解約手数料として調査料金の8%を乙は甲に支払うものと致します。

イ) 調査料金が受領済みの場合、受領金額から解約手数料を控除した残金

を御返金致します。

ロ) 調査料金が未受領である場合、解約手数料として調査料金の8%をお支払い頂きます。

[2] 調査着手後である場合、実際に稼働した調査料金及び、解約手数料として調査料金の20%を乙は甲に支払うものと致します。〔注〕調査企画(企画会議、担当調査員決定まで)データ調査、準備、待機、事前調査などを行った場合は、着手後と該当致します。

イ) 調査料金が受領済みの場合、受領金額から実際に稼働した調査料金及び、解約手数料を控除した残金を御返金致します。

ロ) 調査料金の、未受領がある場合、実際に稼働した調査料金及び、解約手数料として調査料金の20%をお支払い頂きます。

2. 1 調査委任契約書「6. 契約の解除に関する定め」

④ 調査期間中は、原則として調査内容を報告しないものと致します。(万一、調査期間中に経過報告をし、その結果、調査続行が不可能になった場合は調査を終了し、費用の返金はないものと致します。仮に何らかの理由により調査が発覚した場合は調査期間を一定期間空け、再び調査を行い、返金はないものと致します。)

2. 2 重要事項説明書「5. 契約の解除に関する事項」

④ 調査期間中は、原則として調査内容を報告しないものと致します。(万一、調査期間中に経過報告をし、その結果、調査続行が不可能になった場合は調査を終了し、費用の返金はないものと致します。仮に何らかの理由により調査が発覚した場合は調査期間を一定期間空け、再び調査を行い、返金はないものと致します。)